

発 監 理 第 1 6 号
令和 2 年 6 月 1 9 日

和田内潜建 (株)
代表取締役 和田内 洋 子 様

七尾市長 不 嶋 豊 和

指 名 停 止 通 知 書

この度、貴社が工事等関係者事故を起こしたことは誠に遺憾である。よって、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。

今後はおかかる事態が生ずることのないよう充分注意されたい。

記

1 指名停止の期間	令和 2 年 6 月 1 9 日から 2 週間 令和 2 年 7 月 2 日まで
2 指名停止の理由	令和 2 年 5 月 1 3 日、中能登土木総合事務所発注の「二級河川 御祓川 広域河川改修工事 (第 4 細口橋 A 1 橋台工)」において、下請業者が大型杭打ち機の組み立て作業を行っていたところ、部品が転がり、組み立て作業を行っていた作業員の左足に接触し負傷した。 6 月 2 日に、七尾市労働基準監督署は、労働安全衛生法に反し、必要な措置を講じていなかったとして、上記有資格者に対し、是正勧告書を交付した。 このことは、七尾市入札参加者の指名停止に関する要綱別表第 1 第 8 号 (工事等関係者事故) に該当すると認められるため指名停止とする。